

航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 次の記述は、航空機局等の免許の承継について述べたものである。電波法（第20条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人について相続があったときは、その相続人は、 A 。
- ② 航空機局若しくは航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある航空機又は無線設備がレーダーのみの無線局のある航空機について、航空機の所有権の移転その他の理由により航空機を B に変更があったときは、変更後航空機を B は、 A 。
- ③ ①及び②により免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に C 。

A	B	C
1 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継する	運行する者	申し出て検査を受けなければならない
2 免許人の地位を承継する	運行する者	届け出なければならない
3 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継する	所有する者	届け出なければならない
4 免許人の地位を承継する	所有する者	申し出て検査を受けなければならない

A-2 次の記述は、送信設備に使用する電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の A 、 B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて C を与えるものであってはならない。

A	B	C
1 周波数の偏差及び幅	高調波の強度等	他の無線設備の機能に支障
2 周波数の偏差及び幅	空中線電力の偏差等	電気通信業務の用に供する無線局の無線設備の機能に支障
3 周波数の偏差、幅及び安定度	空中線電力の偏差等	他の無線設備の機能に支障
4 周波数の偏差、幅及び安定度	高調波の強度等	電気通信業務の用に供する無線局の無線設備の機能に支障

A-3 次に掲げる事項のうち、一般通信方法における無線通信の原則に該当しないものはどれか。無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 3 無線通信を行うときは、暗語を使用してはならない。
- 4 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。

A-4 航空移動業務の無線局の免許状に記載した事項の遵守に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局を運用する場合においては、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合を除き、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。
- 2 無線局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。
- 3 無線局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、空中線電力は、次の(1)及び(2)の定めるところによらなければならない。
 - (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
 - (2) 通信を行うため必要最小のものであること。
- 4 無線局は、遭難通信を行う場合を除き、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。

A-5 次の記述は、義務航空機局、航空機地球局、航空局及び航空地球局の運用義務時間について述べたものである。電波法（第70条の3）及び無線局運用規則（第143条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務航空機局及び航空機地球局は、総務省令で定める時間運用しなければならない。
- ② ①による義務航空機局の運用義務時間は、 A とする。
- ③ ①による航空機地球局で航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものの運用義務時間は、その航空機が別に告示する区域を航行中常時とする。
- ④ 航空局及び航空地球局は、 B 運用しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

A	B
1 その航空機の航行中常時	常時
2 その航空機の航行中常時	航空機が自局の責任に係る区域を航行している時間中常時
3 責任航空局が指示する時間	常時
4 責任航空局が指示する時間	航空機が自局の責任に係る区域を航行している時間中常時

A-6 次の記述は、航空移動業務の無線電話通信における電波の発射前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第18条及び第19条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、 A に調整し、自局の発射しようとする B によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合並びに航空移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合は、この限りでない。
- ② ①の場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、 C でなければ呼出しをしてはならない。

A	B	C
1 送信機を最良の動作状況	電波の周波数	その通信が終了した後
2 受信機を最良の感度	電波の周波数	少なくとも10分間経過した後
3 送信機を最良の動作状況	電波の周波数その他必要と認める周波数	少なくとも10分間経過した後
4 受信機を最良の感度	電波の周波数その他必要と認める周波数	その通信が終了した後

A-7 次の記述は、航空移動業務の無線電話通信における呼出し及び呼出しの反復について述べたものである。無線局運用規則（第18条、第20条、第154条の2及び第154条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 呼出しは、 A を順次送信して行うものとする。
 ② 航空機局は、 B に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくとも C を置かなければ、呼出しを反復してはならない。

	A	B	C
1	(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 3回以下 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回以下	航空局及び他の航空機局	10秒間の間隔
2	(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 3回以下 (2) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回以下	航空局	10秒間の間隔
3	(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 3回以下 (2) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回以下	航空局及び他の航空機局	1分間の間隔
4	(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 3回以下 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回以下	航空局	1分間の間隔

A-8 呼出符号等の使用の特例及び送信の省略に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第157条及び第158条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空機局は、呼出し又は応答に際して混同のおそれがないときは、自局の呼出符号又は呼出名称の送信を省略することができる。
- 2 航空局は、航空機局との連絡設定後であって混同のおそれがないときは、当該航空機局の呼出符号又は呼出名称に代えて、総務大臣が別に告示する簡易な識別表示を使用することができる。
- 3 航空機局は、航空局から総務大臣が別に告示する簡易な識別表示により呼出しを受けた後でなければ、当該航空機局の呼出符号又は呼出名称に代えて、総務大臣が別に告示する簡易な識別表示を使用することはできない。
- 4 航空移動業務の無線電話通信においては、連絡設定後であって混同のおそれがないときは、当該連絡設定に係る通信の継続中における呼出符号又は呼出名称の送信を省略することができる。

A-9 次に掲げる事項のうち、緊急通信を行う場合に該当するものはどれか。電波法（第52条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防する場合
- 2 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合
- 3 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合
- 4 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合

A-10 次の記述は、遭難通信の取扱いについて述べたものである。電波法（第66条及び第70条の6）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信を受信したときは、 A 、かつ、 B に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、 C を直ちに中止しなければならない。

A	B	C
1 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	すべての電波の発射
2 できる限り速やかにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
3 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
4 できる限り速やかにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	すべての電波の発射

A-11 次の記述は、航空移動業務における遭難通報の送信事項について述べたものである。無線局運用規則（第170条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機局が無線電話により送信する遭難通報（海上移動業務の無線局にあてるものを除く。）は、 A （なるべく3回）に引き続き、できる限り、次の(1)から(5)までに掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、遭難航空機局以外の航空機局が送信する場合には、その旨を明示して、次の(1)から(5)までに掲げる事項と異なる事項を送信することができる。

- (1) 相手局の呼出符号又は呼出名称（遭難通報のあて先を特定しない場合を除く。）
- (2) B 又は遭難航空機局の呼出符号若しくは呼出名称
- (3) 遭難の種類
- (4) 遭難した C
- (5) 遭難した航空機の位置、高度及び針路

A	B	C
1 警急信号	遭難した航空機の識別	航空機の機長の求める助言
2 警急信号	遭難した航空機の運行者	航空機の機長のとらうとする措置
3 遭難信号	遭難した航空機の運行者	航空機の機長の求める助言
4 遭難信号	遭難した航空機の識別	航空機の機長のとらうとする措置

A-12 免許状に記載した事項に変更を生じたときに免許人が執るべき措置に関する次の記述のうち、電波法（第21条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 速やかにその免許状を訂正し、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 1箇月以内にその免許状を総務大臣に返納し、免許状の再交付を受けなければならない。
- 3 その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 4 その免許状を訂正することについて、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

A-13 航空局等(注)における緊急通信の取扱いに関する次の記述のうち、電波法(第67条及び第70条の6)及び無線局運用規則(第93条及び第177条)の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局をいう。

- 1 航空局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- 2 航空局等は、緊急信号又は電波法第52条(目的外使用の禁止等)第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が終了するまでの間(航空移動業務の無線局相互間において無線電話による緊急信号を受信した場合には、少なくとも15分間)継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- 3 航空局又は航空機局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちにその航空局又は航空機の責任者に通報する等必要な措置をしなければならない。
- 4 航空移動業務の無線局相互間において無線電話による緊急信号を受信した航空局又は航空機局は、緊急通信が行われな
いか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。

A-14 総務大臣の行う無線局(登録局を除く。)の周波数等の変更の命令に関する次の記述のうち、電波法(第71条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の電波の型式、周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は無線局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の電波の型式、周波数、空中線電力若しくは実効^{かく}輻射電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の識別信号、電波の型式、周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は通信の相手方、通信事項若しくは無線局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

B-1 航空機局の無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則(第40条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 免許人は、使用を終わった無線業務日誌を次の定期検査(電波法第73条第1項の検査をいう。)の日まで保存しなければならない。
- イ 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたときは、その事実及び措置の内容を無線業務日誌に記載しなければならない。
- ウ 免許人は、検査の結果について総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌の記載欄に記載しなければならない。
- エ レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細は、無線業務日誌に記載しなければならない。
- オ 電波法第70条の4(聴守義務)の規定による聴守周波数は、無線業務日誌に記載しなければならない。

B-2 電波法に規定する定義に関する次の記述のうち、電波法（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- イ 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ウ 「無線電信」とは、電波を利用して、モールス符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- エ 「電波」とは、300万ギガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- オ 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

B-3 次の記述は、航空移動業務の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、無線局の無線設備の ア を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であって②によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、 イ ため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- ③ 無線局の免許人は、②によりその選任の届出をした主任無線従事者に、 ウ ごとに、無線設備の ア に関し総務大臣の行う エ を受けさせなければならない。
- ④ 主任無線従事者は、電波法第40条の定めるところにより、無線設備の ア を行うことができる無線従事者であって、次に定める事由に該当しないものでなければならない。
 - (1) 電波法第42条（免許を与えない場合）第1号に該当する者であること。
 - (2) 電波法第79条（無線従事者免許の取消し等）第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により業務に従事することを停止され、その処分の期間が終了した日から3箇月を経過していない者であること。
 - (3) 主任無線従事者として選任される日以前5年間に於いて無線局（無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。）の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が オ に満たない者であること。

- | | | | |
|--------------|--------------|----------------|--------|
| 1 操作 | 2 操作の監督 | 3 航空機の運航計画の変更の | |
| 4 航空機が航行中である | 5 総務省令で定める地域 | 6 総務省令で定める期間 | |
| 7 訓練 | 8 講習 | 9 3箇月 | 10 6箇月 |

B-4 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- ア 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- イ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ウ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- エ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、無線通信（特定の周波数を使用して暗語により行われるものに限る。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- オ 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

B-5 次に掲げる場合のうち、電波法（第76条）の規定に照らし、総務大臣が3月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができるときに該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- イ 免許人が正当な理由がないのに当該無線局の運用を引き続き6月以上休止したとき。
- ウ 免許人が電波法、電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- エ 免許人が不正な手段により電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- オ 無線局の無線従事者が電波法又は電波法に基づく命令に違反したとき。

B-6 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- ② 送信局は、業務を満足に行うため必要なで輻射する。
- ③ 混信を避けるために、送信局の及び、業務の性質上可能な場合には、受信局のは、特に注意して選定しなければならない。
- ④ 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、にしなければならない。

- | | | | |
|----------|----------|-------------|------------------|
| 1 長時間の伝送 | 2 不要な伝送 | 3 識別表示のない信号 | 4 無線通信規則に定めのない略語 |
| 5 十分な電力 | 6 最小限の電力 | 7 位置 | 8 無線設備 |
| 9 最大 | 10 最小 | | |